

教育委員会会議 臨時会

令和4年3月24日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 39 号 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

第 40 号 庁中処務細則等の一部を改正する訓令

第 41 号 山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

第 42 号 教育委員会所属長等の人事について

第 43 号 職員の処分について

第 44 号 職員の処分について

第 45 号 山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委員の委嘱・任命について

第 46 号 山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

第 47 号 山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

第 48 号 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

第 49 号 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

第 50 号 「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」の見直しについて

2 報 告 事 項

(17) 県立学校事務長等の人事について

3 そ の 他 報 告

(22) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(23) 高校改革アンケート調査結果の概要について

議案第 39 号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

[別途資料配付]

議案第 40 号

府中処務細則等の一部を改正する訓令

[別途資料配付]

議案第 41 号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

[別途資料配付]

議案第 42 号

教育委員会所属長等の人事について

[別途資料配付]

議案第 43 号

職員の処分について

[別途資料配付]

議案第 44 号

職員の処分について

[別途資料配付]

議案第 45 号

山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委員の委嘱・任命について

[別途資料配付]

議案第 46 号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

提案理由

県立増穂商業高等学校、県立市川高等学校及び県立峠南高等学校の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁高校改革・特別支援教育課

題名	山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則
趣旨	県立増穂商業高等学校、県立市川高等学校及び県立峡南高等学校の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。 ○ 県立増穂商業高等学校、県立市川高等学校及び県立峡南高等学校に関する規定を削る。 ○ その他規定の整備を行う。
内容	
施行期日	令和4年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第

号

令和四年月日

山梨県教育委員会

教 育 長

山梨県立高等学校学則

規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）

一部を次のよ

うに改正する。

第二十二条の二第一項中「三十単位」を「三十六単位」に改める。

別表第一山梨県立増穂商業高等学校の項、山梨県立市川高等学校の項及び山梨県立峡南高等学校の項を削り、同表山梨県立身延高等学校の項中「全日制」を「全日制（単位

附則）」に改める。

制）

規則を次のように定める。

（施行期日）	この規則は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）	山梨県立増穂商業高等学校の商業科及び情報処理科、山梨県立市川高等学校の普通科は、この規則による改正後の山梨県立峡南高等学校の電子機械科及び土木システム科は、この規則の規定にかかるまで、令和四年三月三十一日までに在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとす

山梨県立高等学校学則新旧対照表

新

第二十二条の一 校長は、教育上有益と認め、留学することを許可した生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

2 略

旧

第二十二条の二 校長は、教育上有益と認め、留学することを許可した生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、三十単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

2 略

山梨県立高等学校学則新旧対照表

新

別表第一（第一条関係）

略	山梨県立 身延高等学校	山梨県立 青洲高等学校	山梨県立 市川高等学校	山梨県立 増穂商業高等学校	略	名 称
	平山一、 一、二〇一 山梨県南巨摩郡身延町梅地の二番	山梨県西八代郡市川三郷の二番	山梨県西八代郡市川三郷の二番	山梨県西八代郡市川三郷の二番		位 置
制 （ 全 単 日 位 制 ）		制 （ 全 単 日 位 制 ）				課 程
本科		本科				種 別
三年		三年				年修 限業
総合学科		ネジ科普通科、 スネス工科、 情報探査工科、 木工科、 機械工科、 ビビ学 ジビ				制昼夜 別間
						設 置 学 科

旧

別表第一（第一条関係）

略	山梨県立 身延高等学校	山梨県立 南高高等学校	山梨県立 青洲高等学校	山梨県立 市川高等学校	山梨県立 増穂商業高等学校	略	名 称
	平山一、 一、二〇一 山梨県南巨摩郡身延町梅地の二番	山梨県西八代郡市川三郷の二番	山梨県西八代郡市川三郷の二番	山梨県西八代郡市川三郷の二番	山梨県西八代郡市川三郷の二番		位 置
全 日 制	全日 制	全 日 制	全 日 制	全 日 制	全 日 制		課 程
本科	本科	本科	本科	本科	本科		種 別
三年	三年	三年	三年	三年	三年		年修 限業
総合学科	電子機械科、 システム科、 土木シ	普通科、 普通科、 機械工学 科、 ビビ ジビ	普通科、 普通科、 機械工学 科、 ビビ ジビ	普通科、 普通科、 機械工学 科、 ビビ ジビ	商業科、 商業科、 情報処理 科		制昼夜 別間
							設 置 学 科

議案第 47 号

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

提案理由

県立増穂商業高等学校、県立市川高等学校及び県立峡南高等学校の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁高校改革・特別支援教育課

題名	山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令
趣旨	県立増穂商業高等学校、県立市川高等学校及び県立峡南高等学校の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。
内容	○ 別表第一中、県立増穂商業高等学校、県立市川高等学校及び県立峡南高等学校の行政文書に付記する文書の記号を削る。
施行期日	令和4年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会訓令甲第

号

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年

月

日

山梨県教育委員会

教 育 長

山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を改正する訓令

15 の 項 別表第一中の14の項及びから41の項までを三項ずつ繰り上げる。16の項を14の項とし、17の項を削り、18の項を
ように改正する。

附則

県 庁 立 中 學 校 一 般

(施行期日)

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

山梨県立増穂商業高等学校、山梨県立市川高等学校及び山梨県立峡南高等学校の行

政文書の記号については、この訓令による改正後の山梨県立学校処務規程の規定にか

かわらず、当該高等学校が存続する間は、なお従前の例による。

(行政文書の引継ぎ)

廃止前の山梨県立増穂商業高等学校、山梨県立市川高等学校及び山梨県立峡南高等

学校の校長が保存する行政文書については、他の法令、条例、規則等に規定するもの
を除き、当該高等学校の廃止の日において、山梨県立青洲高等学校の校長に引き継ぐ。

ものとする。

山梨県立学校処務規程新旧対照表

新

別表第一（第二十二条の八関係）

文書の記号

学 校 名	記 号
略	

38 ~ 15

略

14

県立青洲高等学校

青 高

旧

別表第一（第二十二条の八関係）

文書の記号

学 校 名	記 号
略	

14

県立増穂商業高等学校

15 県立市川高等学校

16 県立青洲高等学校

17 県立峡南高等学校

峡 南 高

青 高

市 高

增 商 高

議案第 48 号

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

提案理由

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部改正に伴い、山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁生涯学習課

題名	山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨	山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部改正に伴い、山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和4年2月県議会において、山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部が改正されることとなった（令和5年4月1日施行）。○ このため、山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>県立愛宕山少年自然の家に係る規定を削除する。</p>
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第
定める。
山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように

令和四年三月日

山梨県教育委員会

教 育 長

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則（昭和四十八年山梨県教育委員会規

則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は山梨県立愛宕山少年自然の家」を削る。

別記様式中「八ヶ岳」を「八ヶ岳」に改める。

燐
岱
岳
山

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則新田校照表

三

第二条 条例第七条第一項の規定による山梨県立八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出するに依り行わなければならぬ。

一、八ヶ岳

別記様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

所 在 地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県少年自然の家設置及び管理条例第7条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

三

別記様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県教育委員会 殿

(申請者)

所 在 地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

八ヶ岳 少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県少年自然の家設置及び管理条例第7条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

第二条 条例第七条第一項の規定による山梨県立八ヶ岳少年自然の家の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出するに依り行わなければならぬ。

一、八ヶ岳

議案第 49 号

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

提案理由

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の廃止に伴い、山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則を廃止する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁生涯学習課

題名	山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則を廃止する規則
趣旨	山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の廃止に伴い、山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則を廃止する必要がある。
内容	<p>1 規則廃止の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和4年2月県議会において、山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例が廃止されることとなった（令和5年4月1日施行）。○ このため、山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則を廃止する必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則を廃止する。</p>
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第

号

る。
山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定め

令和四年三月日

山梨県教育委員会

教 育 長

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例施行規則(昭和六十二年山梨県教育委員会)

規則第八号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

議案第 50 号

「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」の見直しについて

提案理由

現行の「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」は、令和3年度をもって終了する。計画期間中に新型コロナウイルス感染症の拡大により子どもの読書活動に影響を受けたことから、ウイズコロナ・ポストコロナ時代の読書環境の課題への対応と、国の第4次基本計画の内容を反映した見直しを行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

	課室名	生涯学習課
件名	「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」の見直しについて	
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律 第9条第1項に基づき、平成29年3月に策定した。 ○ 新型コロナウイルスの感染拡大により、子どもの読書活動にも影響があり、計画期間中の概ね最終2ヶ年度において、計画どおりの活動が行えなかつた。 ○ 計画期間中に、国の第四次基本計画が策定された。 ○ このため、外部有識者で構成する「山梨県子ども読書活動推進会議」(7回開催)及び府内の関係課で構成する「府内検討会議」(2回開催)において、計画の見直しについて検討を進めてきた。 	
内容	<p>1 見直し方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に対応した見直し ・国の第四次基本計画を反映 ・計画期間の延長 *平成28年度から令和3年度までの期間を2年延長し、令和5年度まで ・数値目標の一部見直し <p>2 第3次山梨県子どもの読書活動推進実施計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1章 策定にあたって <ul style="list-style-type: none"> ・国の動向、県の教育振興計画、社会情勢等について記述 ・計画期間を令和5年度までの2年間延長について記述 ・第3次実施計画の数値目標の達成状況について記述 ○ 第3章 具体的な方策 <ul style="list-style-type: none"> ・5つの方策に、新たに1つの方策を追加 *「子どもの発達段階に応じた読書活動の推進」を追加 ・新型コロナウイルス感染症対策に対応した具体的な施策を追加 ○ 第4章 推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標の一部見直し <p>3 スケジュール</p> <p>3月24日 定例教育委員会終了後、ホームページ上で公表</p>	

報告事項 17

県立学校事務長等の人事について

[別途資料配付]

規則の概要

教育庁生涯学習課

規則名	青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨	県立愛宕山少年自然の家等の廃止に伴い、規定の整理を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年3月、山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部が改正され、県立愛宕山少年自然の家を廃止することとした（令和5年4月1日施行）。 ○ また、令和4年3月、山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例が廃止され、県立ゆずりはら青少年自然の里を廃止することとした（令和5年4月1日施行）。 ○ 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則では、その周囲への有害図書類等の自動販売機等の設置を制限している多数の青少年の利用に供される施設について定めている。 ○ このため、規定の整理を行う必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>(1) 多数の青少年の利用に供される施設から次の施設を削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立愛宕山少年自然の家 ・県立ゆずりはら青少年自然の里 <p>(2) その他規定の整備を行う。</p>
施行期日	令和5年4月1日から施行する。ただし、2(2)については、公布の日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

削 る。	別 表 山 梨 県 立 愛 宕 山 少 年 自 然 の 家 の 項 及 び 山 梨 県 立 ゆ ず り は ら 青 少 年 自 然 の 里 の 項 を	一 に 改 め る。 第 十 七 条 第 四 号 中 「教 育 委 員 会 事 務 局 社 会 教 育 課 」 を 「教 育 委 員 会 事 務 局 生 涯 学 習 課 」 を	第三 条 第 一 項 第 二 号 口 中 「強 姦 かん 」 を 「強 制 性 交 等 」 に 改 め る。	八 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。	青 少 年 保 護 育 成 の た め の 環 境 淨 化 に 関 す る 條 例 施 行 規 則 (昭 和 五 十三 年 山 梨 県 規 則 第)	青 少 年 保 護 育 成 の た め の 環 境 淨 化 に 関 す る 條 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 山 梨 県 知 事	山 梨 県 規 則 第 」 を 「 令 和 年 月 日 」 と し て 用 い る。
---------	--	--	--	---	---	--	--

規 定 及 び 第 十 七 条 第 四 号 の 改 正 規 定 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。 た だ し 、 第 三 条 第 一 項 第 二 号 口 の 改 正

規則は、令和五年四月一日から施行する。

規則は、公布の日から施行する。

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則新旧対照表

新

(有害図書類とする図書類の内容)

第三条 条例第五条第六項第一号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを撮影した写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたもの）を含む。とする。

一 略

二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

イ 略

ロ 強制性交等その他の陵辱行為

ハ・ニ 略

2 略

(立入調査等を行う者)

第十七条 条例第十四条の二第一項に規定する者は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

一・三 略

四 教育委員会事務局生涯学習課又は教育事務所の職員

五・六 略

旧

(有害図書類とする図書類の内容)

第三条 条例第五条第六項第一号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを撮影した写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたもの）を含む。とする。

一 略

二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

イ 略

ロ 強姦かんその他の陵辱行為

ハ・ニ 略

2 略

(立入調査等を行う者)

第十七条 条例第十四条の二第一項に規定する者は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

一・三 略

四 教育委員会事務局社会教育課又は教育事務所の職員

五・六 略

別表（第十条関係）

名称	位置
山梨県立青少年センター	甲府市
山梨県立八ヶ岳少年自然の家	北杜市
山梨県立ゆずりはら青少年自然の里	

別表（第十条関係）

名称	位置
山梨県立青少年センター	甲府市
山梨県立愛宕山少年自然の家	甲府市
山梨県立八ヶ岳少年自然の家	北杜市
山梨県立ゆづりはら青少年自然の里	上野原市

(令和4年3月24日 定例教育委員会)	課室名	高校改革・特別支援教育課
件名	令和3年度高校改革アンケート調査結果の概要について	
経緯	<p>1 調査の目的 県内の中学生、高校生、保護者及び中学校・高等学校教員の入試制度や公立高校に対する考え方や意見を把握し、今後の高校改革推進のための資料を得ることを目的とする。</p> <p>2 調査対象者</p> <p>4, 849人 (回収数4, 721人 回収率97.4%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学3年生 (対象1,004人 回収978人) 地域の偏りなく抽出した中学校(35校)の1学級の生徒全員 ・高校1年生 (対象997人 回収989人) 県立高校(全日制25校及び定時制7校)及び甲府商業高校の1学級の生徒全員 ・保護者 (対象2,001人 回収1,910人) 抽出した中学3年生及び高校1年生の保護者 ・教員 (対象847人 回収844人) 抽出した中学校並びに全県立高校及び甲府商業高校の全学年クラス担任 	
内容	<p>3 調査方法 毎年度、各学校を通じて実施</p> <p>4 調査時期 令和3年12月～令和4年1月実施</p>	
容	<p>○ 調査結果の概要</p> <p>1 全県一学区制度について ・本制度については、肯定的な回答が81.6%と、生徒・保護者・教員に広く受け入れられており、その割合は年々上昇傾向にある。(P.5)</p> <p>2 前期募集制度について ・本制度については、評価する回答が75.3%と、生徒・保護者・教員に広く受け入れられており、その割合は年々上昇傾向にある。(P.7)</p> <p>3 学校選択・高校生活等について ・学校選択の理由として、高校1年生・保護者及び中学3年生・保護者で「学力レベル」が重視されている。(P.16) ・学校選びの参考にしたものとして、中学3年生で「各高校のオープンスクール・学校説明会」が最も多く、次いで「各高校のウェブサイト」であった。オープンスクール等の割合は減少しており、ウェブサイトは上昇している。(P.19)</p> <p>4 魅力ある高校づくりについて ・今後必要となる学校の種類は、「総合制高校」の回答が最も多い。(P.31) ・公立高校に求める施設や設備は、「冷暖房」の回答が多いものの年々割合が下がってきている。また、「ICT環境」の回答は年々割合が上がってきていている。(P.37)</p> <p>○ 今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校改革アンケートの調査結果については山梨県ホームページに掲載 ・学校選びの参考や施設・設備の充実など学校運営に活用できるものは、各学校に周知していく。 ・魅力ある高校づくりに関する項目は、生徒・保護者・教員のニーズを継続して把握し、今後の高校改革推進に活かしていく。 	

